

平成19年度第1回
行政評価推進会議
次 第

日 時：平成19年5月24日（木）

午後3時から

場 所：本庁舎3階庁議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

選挙におけるポスター掲示場数について

（相馬市選挙管理委員会事務局）

4. そ の 他

5. 閉 会

選挙におけるポスター掲示場数について

過日に行われた県知事・県議会議員・市議会議員選挙を通して、市内における選挙ポスター掲示場の設置状況を検証してみると、各々の選挙において、下記の現状が散見された。

- ① 選挙の種類により、掲示場にその設置数・箇所ともに差異がある。
- ② 近接して複数の掲示板を設置しているところがある。
- ③ ポスター掲示場としての効用を十分発揮できない箇所がある。

これらの市内の現状を踏まえ、選挙におけるポスター掲示場設置を全体的に見直すこととした。

以下、法令による設置義務や設置数の規定を述べ、相馬市の現設置数と、個々の掲示板設置状況を見直した結果をまとめてみた。

■ポスター掲示場を設置する義務

立候補者や政党は公職選挙法によりその選挙運動の手法・方法については特に厳しく制限を受けており、「公職選挙法第13章 選挙運動」により定められている周知手段は、ポスター・限られた文書図画・公報・政見放送・車上選挙運動・個人演説・街頭演説等の方法である。

国は国政選挙において市町村の選挙管理委員会に、公職選挙法第144条の2によりポスター掲示場を設置する義務を課している。

☆公職選挙法

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条（文書図画の掲示）第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

また、その設置数は公職選挙法第144条2-2によって政令で定めるところにより1投票区内に5~10箇所以内で掲示するよう定められている。

☆公職選挙法

第144条の2-2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上10箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

とされている。

その基準については裏面の表のとおりとなっている。

☆公職選挙法施行令（ポスター掲示場）

第百十一条 法第百四十四条の二第二項 又は第九項に規定するポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について、次の表の上欄に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数を合計した数とする。

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1000人未満	2km ² 未満	5箇所
	2km ² 以上 4km ² 未満	6箇所
	4km ² 以上 8km ² 未満	7箇所
	8km ² 以上	8箇所
1000人以上5000人未満	4km ² 未満	7箇所
	4km ² 以上 8km ² 未満	8箇所
	8km ² 以上	9箇所
5000人以上10000人未満	4km ² 未満	8箇所
	4km ² 以上	9箇所
10000人以上	4km ² 未満	9箇所
	4km ² 以上	10箇所

参考

☆相馬市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
(設置)

第一条 相馬市の議会の議員及び長の選挙においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第百四十四条の二第八項の規定に基づき、法第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設置する。

(総数の減少)

第二条 相馬市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、投票区の地勢、交通その他の特別の事情がある場合には、法第百四十四条の二第九項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を減ずることができる。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、ポスター掲示場の設置に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

■ ポスター掲示場の設置数

選挙名	投票区数	法定掲示場数	前回掲示場実数	過多	規定
衆・参議員 県知事選挙	26	191	191	0	公職選挙法 公職選挙法施行令
県議会選挙	26	191	191	0	公職選挙法・施行令 に加え 県条例
市長選 市議会選挙	26	191	175	-16	公職選挙法・施行令 に加え 市条例

■ポスター掲示場の設置意義

- 1、有権者へ立候補者の周知
- 2、選挙運動のひとつ
- 3、選挙啓発（選挙の周知）

■ポスター掲示場の設置状況と見直し

市内掲示場のポイントの現状を確認し、さらに地図上に落としてみると、その設置箇所に下記の点について疑問を感じる箇所があった。

※地図1 参照（見直し前の掲示板設置箇所図）

- ① 近接して掲示板が設置されている。（過剰に思える）
- ② ポスター掲示場としての効用を十分発揮できていない箇所がある。
(国道に面した箇所にあり、車の往来でしか見れないような箇所等)
- ③ 山間部で投票区の面積が大きいため、有権者数が少ない地域だが掲示場数が多いところがある。

これらの点についてポスター掲示場の効用の具現化には十分配慮した上で、その必要性を検討したところ、減数しても市民に対する周知効果に特段の影響が出ないと思われる箇所が45箇所見つかった。また、見直した結果、ポスター掲示場の設置が改めて必要だと思われる箇所が5箇所見つかった。

投票区数	法定 掲示場数	見直しによ る減数	見直しによ る増数	見直しによ る増減	必要掲示場数
26	191	-45	5	-40	151

※地図2 参照（上記を踏まえた見直し後の設置箇所図）

第14号様式(第22条関係)

ポスター掲示場減数協議書

相馬市選管第 号

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

相馬市選挙管理委員会委員長 印

平成19年7月22日執行の参議院選挙において設置するポスター掲示場の数を下記のとおり減じたいので協議します。

記

法 定 設 置 数	予 定 設 置 数	減 数
191 箇所	151 箇所	40 箇所

減数の理由

- 第1～6・10投票区については、市街地で人口密集地であるが、投票区面積が小さいため掲示場が混んでいる。
- 第7～9・12～17・23投票区については、有権者数も多いが、人口密集地が限られており、他は山林もしくは田園である。
- 第18・20～22・24～26投票区については、ほとんどが山林・田園で有権者数も少なく集落地のみ重点的に配置した。

備考 1 減数の理由は、具体的かつ詳細に記載するものとする。

2 投票区ごとの選挙人名簿登録者数、面積、法定設置数、設置予定数及び減数を記載した一覧表を添付すること。

3 集落名、当該集落における選挙人名簿登録者数その他参考事項を記載した投票区の地図を添付するものとする。

別紙様式2

ポスター掲示場調査表

市町村名 相馬市

投票区	選挙人名簿登録者数	面積 km ²	法定設置数	設置予定数	減 数	備考
第1投票区	1,747	2.13	7	6	1	A
第2投票区	2,187	0.85	7	5	2	A
第3投票区	2,931	1.28	7	5	2	A
第4投票区	919	0.76	5	3	2	A
第5投票区	568	0.66	5	2	3	A
第6投票区	1,733	0.96	7	3	4	A
第7投票区	1,058	0.44	7	6	1	B
第8投票区	2,504	9.00	9	9	0	B
第9投票区	1,570	1.57	7	6	1	B
第10投票区	1,486	1.77	7	5	2	A
第11投票区	967	5.86	7	7	0	
第12投票区	959	8.55	8	6	2	B
第13投票区	1,953	17.74	9	8	1	B
第14投票区	1,280	6.74	8	6	2	B
第15投票区	512	2.58	6	4	2	B
第16投票区	1,583	3.29	7	7	0	B
第17投票区	1,726	15.54	9	9	0	B
第18投票区	299	3.98	6	5	1	C
第19投票区	1,112	20.23	9	9	0	
第20投票区	248	32.87	8	4	4	C
第21投票区	1,442	15.80	9	8	1	C
第22投票区	250	2.93	6	5	1	C
第23投票区	1,439	9.15	9	7	2	B
第24投票区	373	5.21	7	5	2	C
第25投票区	255	19.73	8	5	3	C
第26投票区	202	7.98	7	6	1	C
合計	31,303	197.60	191	151	40	

見直しにおける減理由

A 市街地で人口密集地だが、投票区面積が少ないために掲示板が混んでいる

B 有権者も多いが、人口密集地が限られており、他は山林若しくは田園である

C ほとんどが山林・田園で有権者数も少なく集落地のみ重点に設置

備考 1 掲示場総数(法定設置数)は、公職選挙法施行令第111条の規定により算定するものであること。この場合、選挙人名簿登録者数は、9月の定時登録者数によること。

2 集落地名、当該集落地における選挙人名簿登録者数、その他事項を記載した投票区の地図を添付するものとする。

●ポスターの効用の具現化には十分配慮した、相馬市選挙管理委員会としての掲示場設置見直し基準

- ①一定の距離（概ね200m程度）を定め、近接している箇所については、いずれかの掲示場について設置しない、もしくは中間に設置する。
- ②その設置場所で周知効用が十分発揮できないと思われる箇所は設置しない。
- ③有権者数が著しく少ない地域は設置箇所・数を見直す。

